

令 2 住 宅 第 8 8 4 号
令和3年(2021年)1月27日

一般社団法人山口県宅地建物取引業協会
会 長 尾 村 成 一 様

山口県土木建築部住宅課長

宅地建物取引業法施行規則等に定める様式における押印の廃止について

宅地建物取引業の適正な運営と公正な取引確保について、平素から御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年国土交通省令第98号)が令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日から施行されたことに伴い、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)等に定められている行政庁に提出すべき書類の様式において、押印欄を削る等の改正が行われました。

ついては、宅地建物取引業者の実務において使用される様式の押印廃止箇所を別添表のとおりまとめましたので、貴協会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、国交省通知のとおり、当面の間、宅地建物取引業者が旧様式を使用して、申請等を行うことができることを申し添えます。

民間住宅支援班 担当：武 居
Tel:083-933-3883
Fax:083-921-4616
Mail:a18900@pref.yamaguchi.lg.jp